

平成 26 年 9 月 17 日（水曜日）

平成 25 年度決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成25年度決算審査特別委員会会議録第1号

平成26年9月17日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君

産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部 明 広 君
建設課長	三浦 孝 君
建設課技術参事 (魚集事業担当)	宮里 憲 一 君
危機管理課長	佐藤 孝 志 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	仲村 孝 二 君
復興市街地整備課長	沼澤 広 信 君
上下水道事業所長	羽生 芳 文 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広 志 君
公立志津川病院事務長	佐々木 三 郎 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課財政係長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達 朗 君
教育総務課長	佐藤 通 君
生涯学習課長	及川 庄 弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝 助 君
事務局長	芳賀 俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦 清 隆 君
-----	----------

農業委員会部局

事務局長	阿部 明 広 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	芳賀 俊 幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝 美

午前11時11分 開会

○委員長（山内昇一君） 改めまして、おはようございます。

9日からの定例議会審査、大変ご苦労さまでございます。委員の皆様は既におそろいでございますし、また、定刻となっておりますので、ただいまより決算審査特別委員会の開会となりますが、これに当たりまして、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

平成25年度南三陸町歳入歳出決算審査に入るわけでございますが、あの東日本大震災から3年半経過いたしまして、本年度は復興関連予算といえますか、関連事業が集中的でございます。委員の皆様には、慎重なる審議、そしてさらにスピード感を持ったご審議のほどをご協力お願い申し上げまして、私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は15人であり、定足数に達しておりますので、これより平成25年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆様には特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を求め、その後質疑、討論、採決と進めてまいります。

なお、質疑は一般会計については、歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたします。

それでは、認定第1号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 改めまして、おはようございます。

私のほうから平成25年度一般会計歳入歳出決算の歳入について細部説明を申し上げたいと思っております。

歳入につきましては、各担当課長より説明することといたします。

歳入歳出決算につきましては、昨日町長が説明しておりますとおりでございます。

総体的に、決算書の予算額で比較しますと、平成24年度では1,000億円を超えておりましたが、25年度では昨年度より382億2,800万円ほど少ない678億7,000万円ほどとなっております。これは、復興予算として大きな予算で推移をしているところでございます。

それでは、昨年度との比較、そして主な収入済額及び収入未済額についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページ、2ページをお開きをお願いいたします。

決算の歳入でございますけれども、款、それから収入済額で説明を申し上げたいというふうに思います。

1款町税につきましては、収納率につきましては後に事項別明細のほうで13ページ、14ページに記載をされておりますので、確認をいただきたいというふうに思います。昨年度と同様、100%近い収納率で経緯をしております。町税全体で収入済額1億2,256万5,000円ほどのプラスというふうになってございます。率にしてプラス14.9%、それから不納欠損につきましてはマイナス2,995万1,000円ほどのマイナスということ、それから収入未済額につきましてもマイナス3,018万2,000円ほどとなっております、これは大幅な減額というふうに推移してございます。

町税につきましては、1項町民税につきましても6,800万円ほどのプラスということで、率にしてプラス21.6%、固定資産税につきましても2,632万7,000円ほどのプラスということで7.0%のプラスでございます。それから、軽自動車税につきましても71万9,000円ほどのプラスということで、率にして2.3%のプラス、4項の町たばこ税でございますけれども、これは2,800万ほどのプラスということで、率にして31.1%、それから5項の入湯税、入湯税だけが減額になっておりまして、前年度より80万6,000円ほどの減額ということで、率にしてマイナス10.8%というふうな決算になってございます。

次、2款の地方譲与税ですけれども、これにつきましてはマイナス5.0%ということで、通常ベースで決算をしてございます。

それから、3款の利子割交付金ですけれども、これもマイナス9.9%ということで、通常ベースで決算をしてございます。

それから、4款の配当割交付金ですけれども、91万3,000円ほどのプラスということで、率にして77.2%の大幅な増額というふうな決算でございます。

それから、6款地方消費税交付金につきましては、昨年度より0.9%のマイナスということで、通常ベースの決算となっております。

それから、7款の自動車取得税交付金につきましても、昨年度よりマイナス5.0%ということで、通常ベースの決算でございます。

8款の地方特例交付金でございますけれども、これは前年度より33万2,000円ほどのマイナスということで、率にしてマイナス32.8%というふうになってございます。

9款の地方交付税ですけれども、金額にして10億6,100万円ほどのプラスということで決算をしております。地方交付税につきましては、普通交付税、それから特別交付税につきましては前年並みなんですけれども、震災復興特別交付税が10億ほどふえたということの決算でございます。

次のページ、3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

10款の交通安全対策特別交付金につきましても、マイナス1.8%ということで、通常ベースの決算でございます。

それから、11款分担金及び負担金ですけれども、これもマイナス7.2%ということで、通常ベースの決算というふうになってございます。この分担金、負担金の中で収入未済185万6,100円ということで収入未済額が出ておりますけれども、これにつきましては保育料、それから放課後クラブの手数料ということで、この2件で収入未済が出ているというふうな状況になってございます。金額につきましては、保育料が174万3,600円、放課後クラブの使用料が11万2,500円というふうな収入未済が出てございます。

次に、12款使用料及び手数料ですけれども、これにつきましても昨年度より3.9%ほどマイナスとなっております、通常ベースの決算というふうな形になってございます。ここでも収入未済1,567万6,761円が出ておりますけれども、これの内訳につきましては、入谷の林業村落センターの使用料、これが300円、それから道路占用料が45万1,036円、公共物使用料ということで8万5,493円、町営住宅使用料ということで1,500万9,122円、学校施設で6万2,570円、スポーツ交流村の使用料ということで6万8,240円ということで、合計1,567万6,761円の未収というふうになってございます。

次に、13款国庫支出金ですけれども、金額にして549億5,500万円ほどのマイナスということで、大幅な減となっております。これにつきましては、2項の国庫補助金で568億9,500万円ほどのマイナスということで、その内訳は震災復興交付金が減になっているというふうな決算をしております。それから、ここでも収入未済額52億9,126万1,700円が出ておりますけれども、次に申し上げます14款の県支出金の5億2,395万3,000円と、これにつきましては国・県の収入未済額ということで、これは明許繰り越し、事故繰り越しというような形で未

収が発生をしているというふうなことでございます。

次に、14款県支出金ですけれども、これもマイナス7億4,200万円ほどのマイナスということで、マイナス15.8%ということで大幅な減となっております。これにつきましても、県補助金で7億4,009万円ほどのマイナスということでございまして、これの内訳につきましては、震災復興交付金が4億4,100万円ほど、それから震災農林補助金で3億5,800万円ほどの減となっておりますので、こちらが原因でかなりの大幅な減というふうな形になってございます。

次に、15款財産収入ですけれども、これにつきましては4,388万2,000円ほどのプラスということで、率にして45.4%、大幅な増となっております。これにつきましては、2項の財産売り払い収入が4,194万4,000円ほどプラスということで、町有地の売り払い、立木の売り払いということで、これにつきましては三陸道の関係で町有地等の売り払いで大幅なプラスというふうな状況になってございます。

次に、16款寄附金ですけれども、マイナス5,768万7,000円ということで、マイナス36.4%の減というふうな形になってございます。これにつきましては、震災復興推進費寄附金の減が6,200万円ほどになっておりますので、このための大幅な減というふうな形になってございます。

それから、17款繰入金ですけれども、これにつきましては140億4,000万円ほどの大幅なプラスということで、率にして3.7倍の去年より大幅な増というふうになってございます。内訳は、震災復興交付金が140億円ほど、それから地域復興交付金が4億4,000万円ほど昨年度よりプラスになっているというふうな状況になってございます。

次のページ、5ページ、6ページになりますけれども、18款繰越金ですけれども、これは24年度からの繰り越しということで6億3,700万円ほどプラスということで、率にしますと30.6%のプラスということでございます。

次に、19款の諸収入でございましてけれども、金額にしてマイナス9,323万2,000円、マイナス18.3%ということで減額になってございます。これにつきましては、1項の延滞金加算金及び過料のほうで350万円ほどの減、それから4項の雑入で1億700万円ほどのマイナスということでございます。雑入で大きくマイナスになっている分につきましては、24年度には災害復興宝くじの交付金が9,100万円ほどあったんですが、25年度でこれがないということで減になっているというふうな形になってございます。それから、ここでも収入未済額が出ております。貸付金の分で367万1,114円ほど、これにつきましては災害援護資金分と給食等の未済

というふうなことで収入未済額が出てございます。なお、この収入未済の細部につきましては、附表のほうに記入がありますので、後で確認をお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後に、20款町債ですけれども、昨年度より2億8,700万円ほどのプラスということで、率にして74.3%のプラスということでございます。これは、臨時財政対策債2億1,200万円ほどを25年度では起債を出しておりますので、その分で増額になっているというふうな形になってございます。それから、ここでも収入未済額ですけれども840万円、これにつきましては志津川地区の復興整備事業債、それから災害公営住宅事業債がそれぞれ未収になっているというふうな状況でございます。

収入合計で608億1,011万6,116円ということで、昨年度より約4,000万円ほど減額になっておりまして、率にして39.5%ほどの減となっております。それから、この収入未済の内訳の中で申し上げますけれども、58億6,721万7,496円ですけれども、税分で0.3%、税外の未収入で0.6%、それから補助金等、国庫補助金、県補助金等で99.1%の収入未済というふうな内訳になってございます。

以上、歳入についてご説明を申し上げます。

それから、附表について若干ご説明を申し上げたいと思いますので、歳入歳出決算附表を開きをお願いを申し上げます。

1ページになりますけれども、1番の公有財産(1)有価証券(株券)等というようなことで若干ご説明を申し上げます。

七十七銀行、それからじもとホールディングス、仙台銀行でございます。それから、東北電力、三菱マテリアル、株式会社宮城県食肉流通公社の株券について、町のほうで所有をしてございます。株価については記載のとおりでございます。株価につきましては、昨年度より七十七銀行がマイナス44円、それからじもとホールディングスが昨年度よりマイナス20円、それから東北電力がプラス304円、それから三菱マテリアルですけれどもプラス25円、株価が下がっておるといふ……、ここについては上がっているというふうなことでございます。

それから、この株の配当金について若干ご説明申し上げます。七十七銀行から配当金として25年度に37万1,974円、じもとホールディングスからは14万6,965円、東北電力からは配当金はありませんでした。三菱マテリアルにつきましては432円ということで、配当金をいただいております。東北電力につきましては、25年度では配当金がありませんでしたが、26年度においては配当金 comes おりますので、ご報告を申し上げます。

それから、2の出資金による権利ということで、この数字、出資の区分、それから金額、備考については昨年度と同様になってございます。

次のページ、2ページ、3ページですけれども、ここからは2番の基金ということで、町で保有しています各種基金の現在高等を記入してございますので、後で確認をしていただければというふうに思います。

それから、9ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

先ほど歳入の中で収入未済があるというふうなことでご説明を申し上げましたけれども、ここに細部の記入してございますので、後でご確認をいただければというふうに思います。

以上で私のほうからの歳入の細部説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。質疑は、款ごとに区切って行います。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページから14ページまでの質疑を行います。佐藤委員。

○佐藤宣明委員 8番佐藤でございます。町税について二、三お聞きしたいというふうに思います。

自主財源でございます、要するに自主財源のかなめであります町税の推移というものは、いわゆる震災からの復興状況を示す一つのバロメーターなんだろうというふうに思います。そこで、町長、どのように感じておるか、ひとつ所見をお伺いしたいと。

続きまして、町税全体、会計管理者からもご説明ございましたが、調定額が震災前のいわゆる平成21年度、さらには22年度をベースにした場合、大体70から72%の数値になっておるということでございます。それで、課長は過般の一般質問の回答の中で、平成30年度まで固定資産税で6割、町民税で七、八割というふうな回復の見込みだと予想しているというお話でございます。そこで、改めて町民税務課長にお伺いしますが、現段階でのこの数値をどのように分析しておるか。第1点でございます。

それから、2つ目として、不納欠損額、昨年は3,300万ほど大幅な不納欠損を整理したということでございます。それで、大分前年と本年度は380万ということでございまして、大分少なくなっております。したがって、滞納処分の執行停止状況もあるんでしょうが、大体整理ができたのか、今後の推移についてお伺いしたいというふうに思います。今後の見込みはどうなっていくのかということでございます。

それから、3点目でございますが、これも会計管理者から説明ございましたように、収納率が昨年に引き続きまして大幅に上昇しておるといふ数値を示しております。それに伴って、当然収入未済額、これが平成23年度ベースで言いますと10分の1以下、さらには昨年度と比較しますと3分の1というふうな数字になっておるといふことでございまして、非常に私も経験ございますが、マジック的な数字でございまして、どのような形でいわゆる処方箋ですね。こういうふうな減額に努めたのか、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町税の関係でございまして、震災前に比べればまだまだという状況でございますが、しかしながら、先ほど会計管理者から説明ありましたように、少しずつではありますが戻ってきているということでございまして、いずれこの税収、まさしく町の根幹を成すものでございまして、今後とも我々としてしっかりとこの税収対策には取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、3点ほどということで、まず最初に……。失礼しました。調定額の回復ということで、たった今委員さんからもありましたように、先日今後の見通しについて町民税務課それぞれの担当から聴取した結果でのシミュレーションをちょっとお示したんですが、調定額の上昇は順調でございまして、特に町民税を申し上げますと、所得の関係から、ちょっとお待ちくださいね。課税所得金額が震災前と比較して8割程度まで、最新の情報ですが戻ってきているという部分でございまして、営業所得等の上昇、それから給与所得がほぼ震災前と同程度に回復しているというような背景があると思っております。

それから、もう一方の大きい財源である固定資産税につきましては、委員のご指摘もあり、まだまだその課税免除区域、浸水区域の課税免除が継続しているということで、なかなかもとに戻るまでは相当時間がかかるんだろうと。ただし、復興事業等の需要に支えられて、償却資産等の伸びが相当あるということで、税収を底上げしてくれているというような状況ということで分析しております。

その他の税目ですが、軽自動車税はほぼ震災前の調定額に戻ったというような状況で、25年度の時点でもそのような状況でございます。たばこ税につきましては、25年度税率改正がございました。これは平成23年度の税制改正の際にご説明しているかと思うんですが、県のたばこ税と市町村のたばこ税の税率の配分が見直されたということで、税率で14%ほど単価、

税率が上がったということで、その影響も出ておるんですが、それ以上に会計管理者から報告があったとおり、30%ほど伸びているというようなことで、消費も相当伸びているんだろうというような見方をしております。それから、最後の入湯税でございますが、これは21年度から徴収させていただいておりますが、22年度1年間徴収した震災前の660万円、ほぼ落ちついてきたというような、入れ込み人数がその規模になってきているのかなというような分析をしているところでございます。

それから、不納欠損の額が少なくなっているということで、昨年度もこの件に関しましてはご説明しておりますが、24、25年度と特別な徴収体制を引いてこれに臨んだということで、24年度で大きいところは処理をさせていただいたと、処分をさせていただいたというようなことで、25年度についてはこの額にとどまっているということでございます。今後の見通しといたしましては、今年度についてはまだ数値が出てきておらない状況ですが、相当数減ってくるものと見ております。収入未済額が大幅に縮減されたというようなもちろん事情もございしますので、そのような見方をしております。

それから、収納率の上昇ですね。それに比例して収入未済額が減少ということでございますが、これにつきましては一番全般的なこととしましては、町民の納税意識が基本的には高いんだろうと見ております。その背景として、いろいろな形でこの震災後全国からの復興の支援だったり、復興事業に係る膨大な予算は全て国民の税金が使われているというような部分ですね。税の考え方が変わったということではございませんが、一部その滞納されていた方々の考えも少し変わってきたのかなという部分でございます。その一方で、24、25、特別な徴収体制を引いたということで、当町の滞納整理機構等で培ってきた技術等を生かしたその何回にもわたる、25年度も700回を超える納税相談等をしながら、地道に縮減に努めた成果と捉えてございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 2回目で聞こうかと思ったんですが、課長から全て話されまして、税目別に見ますと、法人町民税、入湯税が若干伸び悩んでいると。あとは結果として個人町民税で50%ですか。固定資産税20%、軽自動車でも7%、たばこ税に至っては31%の伸び、数値になっておるということでございます。それで、特に個人町民税のその課税所得の状況ということをお伺いしたかったんですが、課長からは営業所得の向上、それから給与所得が震災前のような状況になっているということでございますが、その特に営業所得はどの分野、事業所得になるんでしょうけれども、例えば漁業、商工業とか、そういう分類した場合のどの分野でそ

ういうふうな伸びが見られるのか、その辺もう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、収納率の向上関係でございますが、徴収体制、特別な体制をとったと、24年度、25年度。これはどうなんでしょう。専門員の派遣がまだあるのかどうか。あるいは、滞納整理機構との絡みはどういうふうなのか、もう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、総務課長にお伺いしますが、いわゆる附表の財源構成の割合で見ますと、すると町税が1.6%という数字になってございまして、当然財政規模というか、分母がそれだけ大きくなっておりますから、当然のことというふうにこの数字は見るわけでございますが、ただ、通常ベースに戻した場合、果たしてこの1.6%というものはどの辺の、例えば10%、8%というぐあいなのか、どの辺まで到達しているのか、その辺がもし分析してましたらお伺いしたいというふうに思います。以上、お願いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 営業所得の内訳ということでございますが、済みません、手元に細かい業種ごとの種別はございませんが、先ほど申し上げたのは、農業所得を除く営業所得ということで、水産業の復興のぐあいも相当な伸びがあるというふうに捉えてございます。済みません。

それから、専門員というか、の派遣ということでございますが、これは宮城県から24、25と徴収担当ということで1名派遣していただいておりますが、25年度で任期満了ということで本庁のほうに戻られたというようなことでございまして、現在は1名と、あと他自治体からの派遣職員等で納税全般を担当しているということでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町税の通常ベースに占める割合というご質問でございますけれども、しっかりした形では分析はしてございませんけれども、町の交付税上の財政力指数から鑑みれば、大体構成上であれば0.24から0.3近くだというふうに思うんですけれども、これは実際の会計ベースに落としますと、恐らく20%から25%程度が適正なレベルではないのかなというふうには考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 いわゆる自主財源の全体、いわゆる町税の割合、通常ですと15%とか、あるいは十二、三%とか、その年度によって差異が出てくるでしょうが、いわゆる1.6%戻した場合にどの程度の数字というふうに推測しているか。それを聞いたかったんです。いずれにしても、先ほども申し上げましたが、復興のバロメーターというふうに感ずるわけござい

まして、特に先ほどマジック的な数字と私申し上げましたが、非常に現在のこの課税あるいは徴税に対しての評価をいたしておるところでございまして、今後とも住民福祉の向上を目指しながら、公正公平な課税徴収に努力をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど基準財政収入ということなので、譲与税とか全体の依存財源の部分全て包含した形で申し上げましたけれども、町税のみを指し示すのであれば、大体やはり15%程度というふうに認識してございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。1点ほどお伺いしますけれども、この町税、特に町民税が99.7%、それから法人税が100%ということで、この収入に対しては担当課のご努力に敬意を表します。そしてまた、その中でお伺いしますけれども、不納欠損額が出ておりますけれども、この不納欠損額のこの背景に、前者の方も公平なことはお使いになりましたけれども、その公平な立場からということになりますと、この不納欠損額が出ておりますけれども、これはどういう背景があったのか、知っている範囲でよろしいですので、ここをお伺いいたします。

それから、軽自動車税のこれもまた99.74%で徴収率がすごくいいんですけれども、未済額が7万8,800円と出ております。額から言いますと若干なんですけれども、この若干だからこそ徴収方法がなかったのか、また、それなりの理由づけがあったと思うんですけれども、その辺わかっている範囲でよろしいですので、件数にすれば少ないかと思われましてけれども、その辺2点お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 不納欠損の額についてということでございますが、まず不納欠損につきましては、20年に制定した欠損の当町の要領、もちろん国税徴収法等の規定に基づいて処分されるものでございますが、主な理由といたしましては、財産がないということ、あとは生活困窮、行方不明等が主な欠損の理由でございます。件数にして56件ほどということでございます。

それから、軽自動車税の未済額に関しましては、滞納者はこの税目だけ滞納ということではございません。他の国保税だったり住民税も含めて滞納があるという中で、どうしても完納に至らなかったという部分で、こちらについては引き続き納税折衝、納税相談等でご理解を

いただいて納付の方向に持っていきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまお伺いしましたけれども、軽自動車ならず他のものもあるということでお伺いしましたが、県下でもこの100%の税収を納めていただいたということは、不納欠損がありながら県下でもそういうところが町としては市町にはないと思われまして。そういう努力があつて700回もの先ほどの納税相談を小まめにやってここまでたどり着いたということは、やはり担当職員の努力かなとうかがわれますので、引き続きこれからもそういうことを重ねて、町民の人たちと身近に納税相談をやっていただいて、これからも引き続きこれを100%完納に向けて努力していただきたいと思ひます。以上、終わります。

○委員長（山内昇一君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○委員長（山内昇一君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、1款町税に対する質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。入湯税についてお聞きします。

先ほど課長の説明で、約10%の減、約80万ということだったんですが、先ほどの説明でも21年度からの660万、震災前に戻りつつあるということですけども、どういういきさつとか、流れでこの減だったのか、説明願ひたいと思ひます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 簡単に申し上げますと、昨年度につきましては、入れ込み人数が相当数あつたということで、25年度につきましては震災前の水準に落ちたというような結果で22年度相当額というふうな形になつたと捉えております。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 震災前に戻りつつあつたということなんですけれども、私、何か結構、今課長答弁あつたように、入り込みの数がふえたような状況で、それで入湯税が減になつたということなので、そこのところの理由をもう少し詳しく、それで今後なんですけれども、震災前に戻りつつあるということで、そろそろ税率の見直しとか、あともしここでわかるのであれば、その入湯税が何に使われたかということと、できれば各月ごとのこの納税額をお知らせいただければと思ひます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません、ちょっと今資料がございまして……。済みません。月ごとの納税額については、ちょっと資料が今手元にありませんで、後ほどお答えしたいと思います。

最初に申し上げましたとおり、入れ込み人員が震災後いろんな形でお客さんが多かったというようなことが24年度が740万ほどの歳入に比較しまして、ことしが660万、22年度の入れ込み人数とほぼ同額の水準になったということで、その水準に落ちついたのかなというふうなことでございます。

それから、税率等につきましては、申告納税ということでその入れ込み人数等についての、利用客等の毎月の申告に基づいて税額を計算して納めていただくという方式になっておるんですが、25年度は10月に一度源泉の状況、入れ込み人数の把握の仕方等をご協力をいただきまして聞き取りをさせている現状で、震災前の状況と変わらないと、源泉等についてはというような状況を把握しておるところでございます。今後の税率等、あとは使途等につきましては、ちょっと財源の充当先につきましては総務課長のほうからお答えしていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 入湯税については、全額基金のほうに積み立てをしております。

南三陸町観光振興等基金ございまして、25年度末で2,050万ほどの現在高になってございます。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁でわかったんですけども、私、税率の見直しというか、気仙沼のほうの施設と比べてまだ開きがあるということなので、その件に関して今後見直していくつもりがあるのかどうか。なぜかといいますと、私も最近ホテルの偉い方というか、いろいろお話しする機会がありまして、なかなかホテルのほうでも地域に貢献したいというか、そういう思いもあるようですけれども、なかなか当局とのいろんな関係でいろいろ難しい状況になっていると思うんですが、もう一度この税率等の見直しを検討できるのかどうか、伺いたいと思います。

あと、各月ごとの納税額を知りたかったのは、私も近くにいるものですから、以前ですと正月明けというか、オフシーズンもあったようなんですが、ここ何年か余りそういった開きがないような形で結構にぎわっているようなので、そののころを確認したかったんですが、

もう一度その簡単にでよろしいですので、減った分の理由をお聞かせいただきたいと思ます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 気仙沼市さんとの税率の開きについては承知しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、源泉は震災前と変わらないというような部分と、限定的な給湯だというような部分を勘案して、当時税率等を定めているというような経緯もございますので、今後検討するという部分もあるかもしれませんが、現時点ではこの税率でというようなことで捉えてございます。

それから、済みません、入湯税の申告の状況でございますが、4月申告から申し上げますと、4月が52万1,000円、よろしいですか、読み上げて。（「はい。もしわかれば、その内訳みたいなものを教えて」の声あり）それで、最高額が7月ですね。これは6月利用を7月に申告していただいたということになりますので、これが69万円になっております。それから、やはり2月が最低でして、28万1,000円ということになっています。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 町税についてお伺いをします。

法人税が8,600万という、調定額で9,800万、これに関連になりますが、現在本町に法人何法人があるのか。法人税は均等割が5万円ですね。その中で相当の法人数があるんだろうと思いますが、果たして何個ぐらいあって、恐らく七、八割は均等割かなと思うんですけども、その辺ぐらひは説明してもいいのではないかなと思います。

それから、法人税率、今いろいろと高過ぎるから安くするんだと政府のほうでも国のほうでもいろいろ論じていますが、現在は私の考えでは32.何%ぐらひかなと思いますが、その辺についてははっきりとした、それは累進にもなっていますから、多少違いもありますが、その説明をお願いします。

それから、この固定資産税の関係ですけれども、どの町でも今後は多くなるんだろうというような見方をしております。ということは、いろんな施設がこれから工場等がどんどん建ってくるというふうなことなんでしょう。その中で、本町の商工業者も数多い皆さんが6分の1のそのグループ補助、それから3分の1の県の補助、それらを受けて、そしていただいて再建に向かって奮闘しているという現状であります。そのような内容から、どの程度のグループ補助金が出されて、これは窓口は商工会ですか。グループ補助金ね。最初は県の補助しなくて3分の1ね。それで後から、後々になって今度は8分の1だなんて、なおさらどん

どんよくなってきた。先にもらった人はかえって損してね。いいほう、高いほうをもらえるのであれば返してまたもらいなさいというようなことの内容のようですけども、その辺のそういうことで一体幾らぐらい本町にそういうグループ補助が今までになされて、ということとは施設ですから、建物、いろんなそういうもので、私などは反対に流されてなくなったから固定資産税なくなったんですけども、伊里前についてはね。しかし、みんな何億何千万を多数の人がいただいて再建をしています。その中でこの免除などはあるのかどうか。即座に固定資産税が賦課されてくるのかどうか。そして、これによって今後の動向にどう変わってくだらうなと思いますので、今後のことは今ここで言ってもしょうがありませんがね。課長の考え方として、もし今後こういう形に変わるんじゃないかなというようなことがもし話せる内容があれば、伺います。大体その2点、まずもって伺います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、何点かご質問にお答えいたします。

まずもって、法人町民税の状況でございますが、現在の法人の分類上は340ほどの法人、分割法人はそのうち83ほどあるような状況でございます。

それから、均等割、あと法人税割の比率ですが、歳入9,800万に対しまして均等割が2,000万、残りの7,700万が法人税割ということになってございます。委員ご指摘のとおり、均等割額は5万円が圧倒的に多いんですが、中では当町の最高の税額としては41万の均等割額を納めている事業者が20社ほどあるというような法人の状況でございます。

それから、税率に関しましては、均等割は今ご紹介したとおり5万円から300万までの範囲で条例で規定されているんですが、当町の最高額は41万ということでございます。それで、税割が現在法人税に課すパーセンテージとして12.3%、これが平成27年度より9.7%に改正されるということで、条例改正を承認していただいているところでございます。

それから、固定資産税に関する部分でございますが、土地等につきましては課税免除という制度が26年度、今年度まで措置されてございまして、原則来年度からはその規定が外されるというようなことで、いろいろ課税に向けての準備等もしているというような現状にあるわけですが、その他家屋、建物ですね。それから償却資産税等につきましては、それぞれ伸びているような状況でございます。また、償却資産税につきましては、代替取得等の特例等が規定されておりまして軽減されているような状況、それから家屋等につきましては、震災の特例で課税標準額を2分の1、4年間、3分の1、2年間というような特例等もございまして、今後防集の進捗に合わせてその辺の税額等を見きわめていく必要があるのかなと。土地

を除いては増額傾向を今後示していくものと捉えております。

それから、グループ補助の補助金全体の額というのはちょっと当課では把握しておりませんが、共同利用施設等の減免という部分からご説明いたしますと、現在6事業者に対して、家屋だったり償却資産だったりの減免税額としては1,890万ほどを減額しているような状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 グループ補助の関係、順不動になりますがね。グループ補助についての説明がありました。そういう説明によりますと、1,800万程度を課税しているんだということによろしいですか。

それから、グループ補助全体の金額は把握していないんだというようなことですが、これは相当の金額になると思いますよ。そうすると、震災によつての税の免除の期間は5年間なんだと。5年間ということは、あと1年半というようなことなんですか。それとも、工場とかそういうものを建てた後から5年間なのか、補助金をいただいた年から5年間なのか、その辺はどのような内容になっているのか、その辺ですね。

それから、私はこの固定資産税が相当の違いになるんじゃないかというように思っているんですよ。そのような中で、今5年間は免除だが、5年後には相当固定資産税がふえるだろうと。他の町村でもそういう説明をしていますからね。その中で、本町はどのような内容になっているのかなというふうに考えたものですから質問しておりますので、新しく建てたいろんな構造物、建築物ね、それらに全部課税されるんですから。私の勘違いだったのかわかりませんが、その税率についてはね。これは固定資産税の額、法人税の税率、法人税の税率も課長10.7%と言ったけれども、全てが10.7%ということでもないでしょうからね。その収入だのそれらの税収収入で変わってくる面もあるんだろうと思いますが、それにそういうようなことによろしいのかどうかですね。そこら辺、今の段階では固定資産税の今後の動向の推移は皆目見当がつかないのか、あるいはそれなりの増額が見込めるのか。そこら辺はこの町の将来に大きく左右する問題ですから、税務課長としてやはりそういういろんなことを想定する必要があるんだろうとそういうふう思うわけで、今こうお伺いしているわけです。それをもう一度気づいた点について、ご答弁願います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 説明不足の点がございまして、申しわけございませんでした。

大震災に係る固定資産税の特例ということでもう一度整理してお話ししたいと思います。被

災家屋ですね、を代替家屋を建築した、取得した場合は、取得後2分の1の減額、4年間。それから、あとの2年間は3分の1の減額。これについては平成33年3月31日までに取得したものであるということになってございます。それから、償却資産等につきましては、代替償却資産を取得した場合、2分の1の特例がございまして、これは取得後4年間というようなこととございます。あと、新築住宅につきましては、一般住宅ですと3年間住宅の120平米分までの税額が2分の1に減額されるというような措置もございまして、これらを合わせると新築家屋の税額は相当軽減されるものと見ております。

それから、将来的な固定資産税の収納見込みということで、一応この間の一般質問等の際にも若干触れさせてもらっているんですが、土地についてはこの復興期、30年度をめどに見て、浸水区域等の状況もございまして、課税免除が終了しても例えば減免で利用されていない土地等の課税等については検討すべきじゃないかという議論が今ございまして、それらは今後決定されてくることかとは思いますが、そういったことで土地の回復は難しいんじゃないかと。家屋については、今申し上げたとおり新築等を見込んで増額で見えていかなくちゃならないんじゃないだろうか。償却については、ある一定の代替償却資産が整備されたとは見ておるんですが、今後土地区画整理事業等が進捗する中で、また再度の設備投資等が行われれば、また伸びてくる可能性もあるのかというような部分等を勘案して、今後7から8割程度まで震災前の水準に戻っていったければいいなというような推測をしているところでございます。

それから、法人税の税率はあくまで町民法人税の税率ということでございまして、もちろん委員おっしゃるとおり県税だったり、法人税、国税だったり、それらを引くくめて法人税率の云々と、20%台までというような議論が今国のほうでなされているというふうな状況でございまして、私が把握している町民税の税率はご説明したとおりでございます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 大体、今なかなか複雑でわかったようでわからないようではありますが、なかなかおおよそは把握いたしました。

それで、このグループ補助の関係等については把握していないというようなことですが、委員長にお願いしますが、今後そのようななについて、もし商工会あたりの資料等があるかと思いますので、それは本町を今後大きく左右するような内容でもありますので、資料何かあれば提出してもらいたいと、そういうふうに思います。要望して終わります。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 済みません。グループ補助金が直接県への申請で県の補助事業になっていまして、町のほうでの具体的な数字の把握というのはなかなかできておりません。以前からいろんな場面でグループ補助金の利用の度合いなどを商工会などを通じて感覚的にしかなかなか把握できないんですけれども、本当に半数ぐらいの事業者は利用になっているのかなという感覚的な把握までしかちょっと把握することができておりません。改めてもしまた商工会などを通じて資料にまとめることができましたらば、お示しできるかと思いますが、現在のところ県の事業ということで、資料の製作が難しいという状況でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 今、課長がそういう内容を話しましたが、そのとおりだと思います。県の事業の関係で。しかし、その内容は全部お世話しているのは商工会ですから、その内容についてそれによって課税するんですからね、今度は。固定資産税として、工場でも何でもね。そのような重要な内容ですので、この決算期間中にでも難しくありませんから商工会に行けばすぐわかることですので、ぜひひとつそういう資料を提出していただきたい。

委員長にお願いしているんですから、委員長、そういうふうにあなたのほうから命令してください。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それでは、商工会のほうを通じて調査して提出をさせていただきますと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 2点ほど、町税のその不納欠損額、これは決算書の附表を見れば処分されるというようなことではありますが、その理由とこの時効があったような記憶があるんですが、時効等はどうなっておりますかね。

それから、一般会計の税外収入済額及び収入未済額超というようなことで、この附表の中に収入未済、町営住宅の使用料とか、それから学校給食、保護舎等の負担など、この未収が大きくあるわけですが、この辺のその滞納固定化というのはどうなっておりますかね。滞納の固定化になっているのかいないのか、その辺あたりお願いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 不納欠損に関しましてお答えいたします。

地方税法の規定に基づきまして、25年度欠損処分した件数、金額等につきましては、先ほど

申し上げたんですが、その理由というのは、財産がないということ、それから生活困窮で資力の回復が見込めないというもの、それから行方がわからなくなってしまったもの等の昨年度についてはこの3パターンでございました。税の時効につきましては5年ということになっておりますが、執行停止後3年で消滅というようなことで、これも欠損の理由として出てくる場合もございます。ただし、昨年欠損を行ったものは、同じくその地方税法の規定によりまして、資力の回復が向こう3年間見込めないというような部分で即時欠損させていただいた部分ということでございます。

それから、税外収入の状況につきましては、ちょっと私のほうで把握しておりませんので。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 委員長、高橋委員からの今のご質問ですけれども、税外収入ということで、この後今町税1款の分なので、今のご質問ですと使用料の款であったり、いろいろ分野なんですけれども、委員長からこの段階で全体を通してお話を、説明しろということであれば、ご質問にはお答えしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。（「お願いします」の声あり）

では、委員長なので、今のご質問ですと、給食費、住宅使用料、各款税外収入、各課にわたっておるので、その動向については担当課長がそれぞれ別でございますけれども、私、今あえて席を立ちましたのは、実は庁舎内に町税等徴収確保対策会議というものを設置しておりまして、町税あるいは税外収入、各課にわたって年に2回ほど徴収率を上げるための対策とか、そういうものを検討する会議がございます。その会議を主催しておるものですから、私から総括的にお話ししますと、前段午前中にもちょっとお話ございましたように、町税の滞納されている方、それから税外収入の滞納されている方、総論的には同じ方が多いというのが現状でございまして、1つだけ、1つの税目あるいは税外の部分だけ滞納、いろんな事情があって滞納されている方ということよりも、そういった方についてはいろんな事情もあるということだろうと思いますけれども、他の町税であったり、税目であったりの部分もどちらかという滞納されているというような状況でございまして、したがってそれぞれ取り扱いをしている所管課は別でございますけれども、会議の中で指示をし、あるいは共通認識しておりますのは、そういった部分で各課連携をとりながら徴収に当たっているというようなことございまして、固定化しているかといえば、全体的にはそういう傾向があるということが言えるというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つ目ですが、その時効を停止する手続というものがあるんですね。時効をとめると。そういう手続はなされるまでではなかったのかな。手続とっても不納、徴収は100%不納というような判断されたのかな。その辺あたりですね。

それから、今副町長から説明いただきましたが、詳細についてはまたその分野にいったらば改めて質問したいと思います。その1点だけ。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現在も資力の回復等が見込める可能性のあるものは停止処分のままということで、もちろん欠損に至っていないケースも多々ございます。そういった中で、今ご指摘のとおり資力の回復等が見込めないものについて即時欠損させていただいたというようなことでございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 4項のたばこ税ですか。先ほど課長の答弁ですと、その法改正によって町に入る税率が高くなったということで、1億以上のお金がこの町に入ってくる。大変結構なことだなと思います。この入ってきたお金は基金に積み立てているのかなという感じがするんですが、どうでしょう、町長、この庁内ですね。喫煙所という囲ってですね、囲ってというか、周りが見えないようなところにつくってはいかがかなという感じもするし、今の箇所は非常に階段というか、あれも内緒でやっているのかどうかわかりませんが、我々もそうではありますが、毎日出勤してきている職員の方々も夏は暑い、冬は寒い、非常に環境の悪いところでその一服というような状況でありますので、やはりきちんとした装置のついたそういった部屋といいますか、これが必要なのかなというふうに思いますし、また、そういった方々のおかげでこの1億1,500万が入っているものですからね。やはりある程度還元という形、還元ですね、も必要なのかなと。とりっ放しでだめですよ。幾らか還元してやらないとね。でも、端っこのほうだから、職員の方々も大変。遠くからわざわざ行かなくちゃならない。私、用あって課長いたべかと行くと、どこさ行ったか、いねでばと。どこさ行ったべ。んで、これかなと。戻ってくるまでの時間、そういった不経済というか、時間のロスといますか、もありますので、やはり近場にきちんとしたそういった建物といいますか、部屋といいますか、必要なと思いますので、検討する考えがあるかどうか。

それから、前者もありましたけれども、この入湯税、私この季節といますか、決算、予算等々の議会になれば必ず話を出しているんですが、ご存じのとおり21年から徴収されたと。特別徴収義務者というんですかね、正式名称。当該施設の方にお問い合わせして自主申告をしても

らうというような形の性質のものであります。90万の減額になって660万と。先ほど来、前者はお客さんが随分ふえているのにもかかわらず、なぜ減額したんですかと、減ったんですかという質問のような話だったんですけども、答弁が何か震災前に戻ったためとか何とかというふうな話ですけれどもね。むしろ減額でなく増額するべきじゃなかったのかなと。お客さんが震災前に同じようにふえているのであれば。だとすれば、当初の予算を見積もった段階が間違っておったのか。当初は750万で、900万の減額で660万ということでございますからね。その辺どうだったのかですね。

私、この入湯税、当面の間、21年度ですね、当面の間は金額はたしかだかどうだか80円でしたかね。80円と40円でしたか、は当面の間はその金額でやると。当面の間というのは期間がいつまでなのかね。21年、今26年、その間に震災後、私はこの震災を受けていろいろと財政が厳しい。よって、本来の条例で定まった金額に上げてほしいという話をするべきだという話を何度もやってきました。その後、その条例どおりの金額にするために、当該施設にその話を持っていったと思うんですが、何回ぐらいかけ合いといいますか、話し合いに行かれたのか。課長にこれ質問するの大変酷なことで、私もどうしようかなと思っておったんですが、なかなかそういった言う機会がないものですからね。そういうことで、何回ぐらい交渉に行き、その交渉の結果がどうだったのか。その辺のところをお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 同じ喫煙者として環境、喫煙する方の環境もという思いはわかりませんが、いずれ今この後議会の皆さん方にも新しい庁舎の基本方針等もお出し説明をさせていただく機会もございます。その際、新庁舎のほうにてしっかりと環境をしっかりとした形の中で喫煙場所を設けるということでご説明をさせていただきたいと。いましばらく劣悪な環境の中でご勘弁をいただきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません。先ほどの説明でなかなかわかりにくかったことはおわび申し上げます。私が申し上げたかったのは、昨24年度と比較してということで、その入れ込み人数の状況に応じて減額となったと。25年度の当初予算の設定方針でしたが、24年度の実績に基づいて当初計上したんですが、それほど利用人数が伸びなかったということでございます。それで、附表30ページのほうに24年度の状況が記載されて比較できるようになっておりますので、ご確認いただければと思います。

それから、入湯税に関する交渉の回数等ということでございますが、私になってからは現況

調査に一度お邪魔しているというような状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 入湯税の関係についてはこれまでも再三受け答えをさせて、私で受け答えをさせていただいておりますので、町民税務課長、今の課長職に着任からまだ経過浅いわけで、これまでの経過も含めて私のほうからお話をしたいと思いますけれども、委員お話しのとおり、これまで機会あるごとに、特に決算あるいは予算の段階で入湯税のその税率改正なり対応についてご指摘をいただいてまいりました。その都度お答えをしましてまいりましたけれども、その現時点ではこれまでのご回答申し上げてまいりましたとおり、あるいはまた、先ほど今野委員に対しての質問にお答えありましたとおり、現在の税率を定めたときの経緯、経過がございます。いわゆる全館利用じゃないと、一部利用ということでの今の税率でございます、その環境が変わらない部分については現在のままで対応せざるを得ないということで、規定上は確かに当面の間というような文言でございますけれども、そういうような形で町のほうから主体的に税率を改正したい旨の協議を持ち込んでございません。

ただ、当法人側でもこの議会の様子とか、それから議会での発言については幾度となく耳にされているようでございまして、実は今年の決算のときでございますか、三浦委員のほうからもその税率改正と合わせて実際その申告が適切に行われているかどうかの検査はすべしというようなお話もいただいております、その後早速担当のほうに指示して、先ほど担当課長お話をしたとおり、ホテル側の協力をいただきながらその調査はいたしてございまして、月々の分については適正に申告されている旨の内容は確認をいたしておるところでございます。

今回、昨年度と比べて入湯税減ったというのは、一見確かに入り込み数が多いように、我々も何かお願いしたときも満室だというお話もよく聞くわけでございますけれども、全体的な人数が対象人数が減っているということは、例えば震災前は修学旅行とか大きな団体客の利用がありまして、1部屋幾らでないのでお一人幾らということなので、今各部屋は結構使われているようでございますけれども、そういった分での利用客のその形態といいますか、その分で全体的な数字、人数が、課税対象人数といいますか、その分が減った結果として、入湯税にその数字が反映されているものかなというように理解をいたしてございます。

いずれにしろ、現在町といたしましては、これまでの経緯、経過がございまして、その辺からは税率改正を協議する考え方としては現時点では持っていないということでございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 こういったやりとりを何度もこれまで副町長ともやってまいりまして、そういった答弁しかないのかなど、私もまたこの件に関しましてどのような今度は質問をしていいかなという感じもするんですがね。結局、私は副町長、条例があるわけですよ。条例。この入湯税の条例。これは合併前の旧志津川町で制定した条例なんですよ。その条例を制定した段階で、全館に配管というのか、利用というのか、それが前提として制定した条例なのか、条例後にたまたま一部しか温泉は使っていない。入館した方々全員は使っていないんだということになっているわけですからね。だとするのであれば、今後全館にその温泉を配管する予定がないのであれば、私は根本の条例を変えるべきじゃないかと思うんですよ。いつまでたたって当てがないんですから。当てのない条例にそのままにしておいて、条例がそうだから言われるんですから。条例を変えれば言うことないんです、私も。その見通しですよ。当該施設がそういった今後温泉を掘って2年後にはまた全館に利用させるということであれば、その条例を生かして、そのときになったらそのとおりにしてもらおうということも考えられるんですが、そういった話もないしね。いつになっても全館に利用しない。そのためにこの金額だと。当面の間という言葉なんですよ。その辺、いかがしたらいいのかな、今後。

私、専門家じゃないから毎分何リットルのお湯が今吹き出て、どれだけの施設に利用させているのか、ちょっとわかりませんがね。その辺、副町長、執行部のほうでわかっているんですか。全館の何分の1に施設で利用させているとか、その温泉。全館にないんでしょうから。将来その当てがあるのかどうか。当該施設の方も嫌だよ、すごく。毎回毎回そのことを言われてね、私に。本当に私も肩身の狭い思いをしてあのところには行っているんです。何ともあれだからと思ってね。だから、堂々で行きたいものですから、何とかしてくださいよ。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今ちょっともう一回改めて町の町税条例の中での入湯税の規定、今ちょっと確認してございますけれども、入湯税についてはご案内のように地方税法で定めておりまして、基準額は。多分一般120円だと思います。それを150円ですね、宿泊の場合。日帰りが幾らだったか。それが基準でございまして、それを町の条例の中で当面の間40円と20円だと思いますけれども、それにするという決めたわけでございますので、多分附則で当面の間というのうたって……。附則ですよ。附則で当面の間と、その表現の仕方が全館云々という表現というわけにはまいりませんので、法令上は当面の間という表現をさせ

ていただいているわけでございますけれども、それで当時ですね、この問題のやりとりを何回も議会の中で、特に三浦委員とは何回もやりとりさせていただいておりますけれども、今の額の決定のときの経過というのは、いわゆる基準額なかなか全館じゃない、じゃどれほどの金額に設定をするんだというときに、実はあそこはご案内のように露天風呂だけなんですよね。一般の宿泊者が露天風呂にどれだけ利用されるということについて、カウントしたわけじゃないんですけれども、当時ホテル側といいますか、特別徴収義務者という表現のほうが正しいのでそういう表現使わせていただきますけれども、そちらといろいろ協議をした結果として、おおむね宿泊客の何パーセントが使うと。もちろん温泉に行っていわゆる温泉に入ろうが入るまいが、入湯税は課税されるというのが通例ですけれども、特に一部の露天風呂しかないということを限定されたあのスペースの中で、宿泊客あるいは日帰り客全員にそれを課税させるというのはいかかなものかということもございまして、大体のその宿泊客のうちの露天風呂を利用される割合をもって今の金額を定めたという経過がございまして。

ただ、当該施設で今やその施設そのものが一つの売りになっているわけございまして、その利用動向が当時話し合いした割合よりも多くなっているという可能性はなきにしもあらずでございますけれども、そこはなかなか当時カウントで調べるべきだとかいろいろ議論やりましたけれども、そこについての追跡調査といいますか、話し合いの余地はあるのかなという感じはしますけれども、なかなか基準額に今改めて協議を持ち込むということについては、私どもとしてもこれまでの経過からしてそこは大変ちょっと難しいかなというような考え方でおります。（「条例変更」の声あり）条例はだから当分の間になっているよね。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 条例変更といいますか、条例はですから地方税法で150円と決まっているんですよね。それを町の条例で入湯税については南三陸町は当分の間はこういう形にしますよということに……。地方税法で入湯税は一律1人150円、これはもう変えられないといえますか、地方税法の部分でございまして。それに対して、当町としてはこれぐらいに設定しますよということの条例になっていますので。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうでした。本税といいますか、もともとの税が150円ということで、町の40円と20円かな。当時の、今副町長の話聞いていて思い出したんですが、この40円、20円に設定するにも大分時間がかかったんですよね。大分。最後には町長が行って当該施設の代表と話をしたら、町長が行くと一発で決まったのね。最初から行けば良かったの。なかなか行

かないで、課長が5回行った、10回行ったで話が決まらないと。で、町長が行ったら決まったと。まず40円で話は折り合いをつけてきたと。そうそう。でも、何とかこれで議会ものでくれやと。ただ、当面の間だから、ずっとでないからということになったのを思い出しましたのでね。そのずっとでないという、当面の間というのはそろそろいいのかなと思っていたんです、私も。

今副町長も言ったように、お客さんかなりおいでをいただいて、その一施設ですか、温泉を利用している露天風呂にもかなりのお客さんが入っているというような話も聞くのでね。であれば、人数でということになってくると、今度はカウントいちいち行かなきゃならない。そうであれば、その本税、地方税法の中の150円に戻して、私前にも言ったように、震災で町の財源、財政のことを考えて協力してくれというお願いはいかがなものかということ話をした経緯があるわけですよ。ただ上げろ上げろじゃなくて、事情を話して、その資金は観光振興基金ということで積み立ててあると。あくまでも観光に使うための基金ですから、当該業者の方もその営業を営む上で関係する基金でありますから、これは納得してくれるだろうというふうに思うわけです。その入湯税取ったお金でたばこを吸う場所をつくれというんじゃないから、あくまでも観光するのに使うということですから、ご理解はいただけるんじゃないかな。特に震災後ですから、協力を要請することはできるんじゃないかという話はさせてもらった。

そういうことで、どうでしょう、町長、もう一度足運んでもらって、何とかお願いしてやって、でも19億も黒字だからそんなもらわなくてもいいのかな。いっぱい余っているからね、お金ね。だとするのであれば、19億の黒字ですよ、ことしね。株式会社であれば配当金ということをするんだけど、地方自治体が町民に配当ということもこれはできないですよ。幾らもうかったからっていったってね。その際、配当という言葉ではないんだけど、還元ということで、その町税とか固定資産税とかという税率を下げることでいいんですかね。黒字の時期だけでも。また赤字になったらまた上げっぺし。株式会社であれば配当するんです。その辺、いかがですか。できるんですか、できないんですか、まずもって。条例改正すればだけでもね。町民への還元ということで。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 町長という名指しでございますけれども、確かに記憶に私もございます。震災後大勢のボランティアがおいでいただいていると。この入湯税についても当然納税者は施設側じゃなくて利用客でございますので、そういった方々に呼びかけて震災被災地を

支援してもらおうということで、期間限定でも入湯税を本来の税額に、本税額に戻してもらおうような努力、ことはできないかというお話をいただいたのも記憶にございます。当時もそれはそれとして特定の人に特定の税目をもって被災地の支援をいただくというのはいかなものかなということもありますし、現在の税率を定めた経緯もありますからということで、三浦委員の質問に対して消極的なお話をさせていただいたのを私も記憶がございましたけれども、いずれその委員のご指摘なりお話は理解はしているつもりでございますけれども、くどいようではありますが、私どもとすれば現在のこれまでの経緯もございますので、そこはそこでやはりきちんと尊重もしていかなきゃならないということでございます。

同時に、やはりこれからは地方税法で先ほど基準額定めると同時に目的税でございますので、この使途も定めているわけですね。観光あるいは環境、防災、そういったものにこの財源を使いなさいということでございまして、附表の中に基金の動向を見ましても25年度についてはこれをそういった本来の目的に繰り入れをして事業費をやったという経過は25年度については残念ながらございませんけれども、当然今後そういったものに、特に観光面、特別徴収義務者がそういったものについて、そして利用客にも理解を得られるようなこの基金の活用をしながら、そういうことでこの問題については検討していくという考え方は必要だろうと、ご指摘のとおりだろうというふうに思いますので、その辺についてはいろいろ検討させていただきたいというふうに思います。

それから、お話だろうというふうには思いますけれども、今回19億、これ純粋な不用額でございまして、当初予算の事業としては未執行はなかったわけでございますが、結果として歳計剰余金19億、600億の事業費でございますので、不用額は3%です。当然一つ一つの事業の不用額の積み上げが19億でございますし、あるいは予算の見積もりのあり方にそれぞれ個別に言えば問題があったのもあるかもしれません。結果として19億でございますけれども、これは会社の利益ということでございまして、これは当然財調に半分積み、そして繰り越しをして26年度に繰り越しながら町民の福祉向上のための各施策に充てて、それが三浦委員の言う還元ということだろうというふうに思いますので、そこはしっかり意を用いながら効率的に財源を使っていきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。再開は2時25分とします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 開議

○委員長（山内昇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

第1款町税についての質疑を続行します。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税についての質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、13ページから18ページまでの質疑を行います。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。ちょっと1点だけお伺いします。

附表の1ページなんですけれども、ここに銀行と電力会社、それからこのマテリアルというのはどういう会社なんでしょうか。食肉公社はわかるんですけれども、ここの株を持つ意味というのはどういうことなんでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） この三菱マテリアルにつきましては、旧歌津町での関係がありまして、鉾山のほうの関係がありまして、当時歌津町時代に所有していたというふうな経緯がありまして、引き続き南三陸町でそのまま保有をしているということになっております。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 それから、電力会社と銀行についてもお願いします。それで、その旧歌津からの引き継ぎということなんですけれども、これが今後もずっと必要なことなのかどうか、お伺いします。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 株券につきましては、七十七銀行、それからじもとホールディングス、それから東北電力等につきましても、今後とも株主ということで所有をしていくというふうな考えでおります。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 もう一度伺います。特に三菱マテリアルと東北電力について、どうしても必要なものなのかということをお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 電力とマテリアルにつきましても、マテリアルにつきましては先ほど申しましたように旧歌津町からの保有ということで、東北電力につきましても前から所有をしているということで、今後とも保有を続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 最初のご質問で株をそれぞれ持つ意義がどこにどうあるのという質問でございますけれども、絶対そうでなければならないということではないのでございますけれども、ご案内のように地元のそれぞれ地元といいますか、地域の振興、金融機関であれば産業振興、そういったあるいは電力でいえば住民の福祉といいますか、そういったものに電力を供給すると。地元にとりましては産業振興上、生活をする以上大切な位置づけの企業でございますので、このように町としても株主としてそういったものの会社の運営等に寄与しながら、一定のそれぞれの社からの貢献も期待をしているという形で株主として投資をしてきたというような経緯がございます。

ただ、三菱マテリアルについては、旧歌津町の時代にとということの説明ございましたけれども、72株、これも地元でなぜ72株だったのかちょっと私も詳しく承知しておりませんが、地元でそういった企業活動を行うという形の中で、町としても社に対してそういったものを期待をしながら株式を購入をしたということだったのではなかろうかと。推測でございますけれども、そういうようなことだろうというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 それで、ですから今後これがどうしても必要なかということなんですけれども。今現在この会社がどういう事業をしているかはよくわからないんですけれども、南三陸町として必要なものなのかどうかということです。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ちょっと難しいんですけれども、相当年限はたっている状況で株券として保有しておりますので、とりあえずは公有財産という形で毎年位置づけておりますので、これからも先ずっと保有していく必要があるのかということでございますけれども、当然七十七銀行とか、東北電力につきましては、7番は町の指定金融機関でもありますので、そういった一定の町としても権限を当然持つていく必要があるんだろうと思っておりますけれども、この三菱マテリアルについては現在も確かに存在している会社でございますけれども、今後の財政状況から資金繰りが大変なときがもしかすると来るかもしれませんので、そういったときには必要な財源措置としてその株の放出ということも当然考えていくべきなんだろうなというふうに思っておりますけれども、当分の間はこのような形で公有財産として保有していくという考えでございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 その公有財産、有価証券、先ほど担当のほうから配当のことがありまして、こ

の1ページね。最後のその宮城県食肉流通公社、これは株式会社になっているんですが、株主ですから当然その1年間総会資料といいますか、損益計算書等々来ていると思うんですが、この実際のところこの会社の実態といいますか、経営内容というのはどういうふうになっておるのか。大した金額でないものですから配当もなかったのかなとは思いますが、黒字なのか、赤字なのか、今後の見通し、この会社のね。危なければ早目に売ってしまったほうがいいし、あとの4つについては名の売れた会社でありますからわかるんですが、この公社の状況、この食肉ですからね。なかなか国産あるいは外国産の流通の関係もあるでしょうから、そういった公社の事業内容といいますか、経営内容はどうなっていますか。あとは何だ。はい。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 大変申しわけございませんが、手元に公社の資料ございませんので把握しておりませんが、食肉に関しましては今後とも肉牛等対応しておりますので、必要な会社というふうに考えております。

状況につきましては、後ほどご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「委員長はいいんですか」の声あり）

ちょっと休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時40分 開議

○委員長（山内昇一君） 再開します。

産業振興課参事に資料を後ほど提出させます。

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでございますので、第2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、第9款地方交付税、17ページから18ページまでの質疑を行います。

質疑はございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 地方交付税、いいんですね。地方交付税ね、17ページ。

地方交付税から18ページまでいいですね。（「はい」の声あり）それでは、地方交付税についてお伺いをいたします。

25年度この決算では127億8,000万、変にしゃべってねえかな。127億、余り数字多過ぎてね、というような数字になり、補正で128億、12億8,695万4,000円を減額していると。そして、合計がこれこれになっているわけでありまして。その交付税については、この年度の内容につきましては十分にこれまでの中でも審議なさってきたわけですので、特に伺いするわけではございませんが、今後の交付税の動向を非常に人口減、これらが交付税の算定基準、いわゆる基準財政需要額、それらの中に組み込まれる。当町の場合はあらまし、あらましという言葉はちょっと何ですけれども、非常に多額の交付税をいただき、そのような内容から一応本町の運営がなされているんだなど。そのような中で大災害が起き、恐らく現在人口1万4,300前後ですか、そんな内容のようであります。ずっと私は広報を見まして、多くなっている月はもちろんありません。毎月30から40ぐらい減っておると。1年間に500ぐらい減数になるのかなというように非常にその点を危惧しているわけですけれども、今後一体本町の基準財政需要額はどの程度になるんだろうなというようなことを考えているわけですけれどもね。

年間の我が町のいろんな住民サービスにかかわる施策が、そのような交付税の中で交付税によって賄われているわけですので、例えば1万4,000という場合に、約多いときで合併当時1万8,000前後ですね。8,000前後だとたしかそういうように記憶をしていますが、それから4,000人、自然減もちろんありますが、災害でも多くの皆さんが犠牲になりました。何はともあれ、間違いなく人口はどの被災町村だけじゃなくて全国的にも減少しているのが現状であります。そういう中から、一体1万4,000ぐらいになった場合には、どのような内容になるのかなど。交付税の額がどのように動いていくのか。その辺について、確かに先ほどは固定資産税でね、あとちょっと休み時間に課長にお伺いしたら、今のところは5年間減免があり、あるいは2分の1の減免もそれなりにあって、全く固定資産税は少ないわけですけれども、恐らく震災前は町税、町民所得税とおおよそ固定資産税が同じくらい、ちょっと多いぐらい。これからそういうふうに変わっていくんだろうというふうなことを思いながら、先ほどは質問したわけですが。後で内容を資料で説明するよなということですので、それはそれとしまして、かなり予算が減額せざるを得ないのかなと思いますけれども、その辺については財政課長が得意でしょうから、その辺の見通しといいますか、それらの考え方について伺います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 交付税の動向、今後の見通しに関するご質問でございます。

昨日も三浦委員にも一定のご答弁を申し上げた経緯もございますけれども、差し当たり人口が26年7月末現在で1万4,334名でございますので、国勢調査の人口と比較しても既に3,000人以上人口は減っている状況でございます。ただ、交付税の算定は阿部委員篤とご承知のとおり、国勢調査人口が測定単位になる部分が多く反映されてございますので、その交付税の算定期が毎年4月1日でございますので、来年の4月1日現在ではまだ22年国勢調査の人口が使われますので、27年度算定に至っては大きく影響は及ぼさないだろうとまず見越してございます。

ただ、交付税の総額は地方財政計画というマクロ経済からして交付税の特会に国の一般会計から財源を入れてそれをはき出してくるわけございまして、当然国の経済の動向がストレートに交付税の交付額にも影響してくるといふ、まずその大原則がございまして、確かに平成18年当初は人口も多うございましたが、当時の経済状況はまだ非常に低い状況でございましたので、当時の普通交付税は約32億でございました。人口は多くても交付税の額が32億という状況でございました。25年度については37億3,500万で普通交付税収納しておりますので、合併後一番高額の交付税の額には到達してございます。この額につきましては、恐らく来年度も大きく変動することはないだろうといふふうには考えてございますけれども、ただ、来年の10月1日に国勢調査が実施されて、その人口というものが28年度からの算定に使われます。ただ、そのまま3,000人減ったままで算定いたしますと、ざっと計算いたしますと約5億から6億交付税の額が減少することになります。それでは町の財政が立ち行かなくなりますので、当然国のほうでもこの5億から6億の減額分については以後5カ年間、次の国勢調査が来るまでの間におおむね20%ずつぐらい減らしていくという形で積算されます。したがって、5億ですと大体1億円ぐらいずつが影響額が出てくるんだらうとまず考えてございます。

それと、現在は南三陸町、合併町ということで、旧志津川町と旧歌津町、それぞれの基準財政需要額を算定して、それで交付税をはき出します。それと合わせて南三陸町1本算定というのもございますけれども、当然2町合併算定側のほうが1本算定よりもそれも約5億円ほど多く交付受けてはございます。この1本算定になるのが平成33年度からは完全に1本算定になりますけれども、平成28年度からこれも5カ年かけて約20%ずつ減少させていきます。したがって、1本算定の影響額も約1億ぐらいあるということでございますので、単純に推計いたしますと平成28年度以降約2億円ずつぐらいは今現在の推計値から計算いたしますと減っていく形になろうかといふふうに思います。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、国の財政状況が一番交付税にはね返ってまいりますので、当然算定される国税5税の伸びが今後期待できるのであれば、大きく影響も及ぼさないことも想定できますけれども、ただ、現在の経済情勢下から鑑みますと、やはり最低でも5カ年間で10億円相当の影響額に達していくんじゃないかなというふうには考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 今後の交付税の動向などについて、いろいろ説明がなされました。逐次徐々に、急激ではなくて徐々に下がっていくんだと。しかし、法律からいって足りない分は交付税で補填をすると。基準財政に不足する分は交付税で措置しなさいよというような地方財政の仕組みになっております。だからといって悠々としているわけではありませんが、そういうようなことになってくると、今後この合併特例債も来年で合併10年になりますね。そのようなことで来年だけが見積もられて、あとは合併特例債は一切合併特例債たるものは消滅するとか、なくなってしまうんだと、そういうような解釈でよろしいのかどうか。

合併する時点において、まさか正直こんなに大きな災害があらうとは、これは町長も言うとおりに誰もがこれは想定もできないとんでもない、規模はある程度のそういう津波がそれなりのそういう被害というのはあるんだろうなというようなことは想定はいたしていても、とんでもない今回の大津波なものですからね。流れは本町の財政の流れ全ての行方が大きく変化になったんだろうなというふうに考えますもので、この財政がなければ何もできませんので、たとえ何やりたい、かにやりたい、そういう福祉の充実を言っても、この財政が何よりも財政なくしてできるはずはありませんので、それ以外に財政を浮かす、節約しかないんですね。月給を下げるとか。夕張市のこと、余計なことを語る時間ありませんが、かなりこいつも下げております。それから、福智もそのとおり。これは例ですからね。本町のそうしなけばならないということではありませんが、こういうふうになっております。どうか支障のないような財政運営をしていただきたいなと思います。よく内容はわかりました。終わります。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いします。

11款の分担金及び負担金の中で、児童福祉費負担金、保育料ほかの……。 （「9款です」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 済みません。9款です、今。後でお願いします。 （「失礼しました」

の声あり)

ほかに。(「なし」の声あり)

なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、17ページから22ページまでの質疑を行います。及川幸子委員。

○及川幸子委員 11款分担金及び負担金の児童福祉費負担金、保育料がありますけれども、これから新しい制度に向けて子ども保育料の改正なり、来年度から新制度に移行ということなんですけれども、この保育料2,000万ほどの保育料がありますけれども、これから子供たちが保育所に通って南三陸町独自としてこの保育料の見直しが新制度に変わりましたとされていくわけなんですけれども、保育料の見直しの中で、被災地でありますから、被災から10年ほどの間だけでも保育料の減免とか、優遇措置というものを考えているかどうか、町長にお伺いいたします。

○委員長(山内昇一君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 震災の国の支援の分は別といたしまして、基本的にこの間も一般質問でちょっとお答えをさせていただきましたが、子育て支援という観点から、新年度保育料をいかにするかと、いわゆる安くどれぐらいにできるかということで検討指示をいたしておりますので、新年度から新しい保育料で運営していくということになろうかと思えます。

○委員長(山内昇一君) 及川幸子委員。

○及川幸子委員 新しい保育料の見直しということなんですけれども、できれば収入、高額所得の人はいずれにしても、5歳児、年長のクラスの人には無料という方向性、今小学校、中学校は無料なんですけれども、年長5歳児ですね、年長の人たち、子供たちに無料という制度を考えられるかどうか、お願いします。

○委員長(山内昇一君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 無料ということは多分難しいと思います。施設運営等含め、人件費含めていろいろかかっているわけですので、町の財政の持ち出しになるわけですから、一定程度の我々としても保育料は下げたいという意識はありますが、無料ということはちょっと考えられないというふうに思います。

○委員長(山内昇一君) 及川幸子委員。

○及川幸子委員 町が目玉として2,000万ほどかかるわけで、徴収されているんですけれども、それが年長児ですから人数割にしていくと半分なのか、3分の2なのか、ちょっと今数字は

頭にないんですけども、町の手出しでもそれだけの子供たちにそれだけの手出しをしても町としてやっていきたいという意気込みをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ここに出ている数字というのは、今ちょっと聞いたんですが、減免になっての数字でございますので、国の災害支援、一定程度時間で切れますので、その後に負担にならないように考えているわけでございますので、ぜひひとつご理解……。それから、5歳だけがなぜ無料なのかというのはちょっと私理解できかねるんですが、多分5歳を無料にすれば、ほかの学年の方々も全員無料になぜできないのという議論になりはしないかというふうに思いますが、いずれ無料ということは私としては考えてございませんので、新たな保育料を設定をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうですね。今なぜ5歳児にしたかというのと、結局ゼロ歳から5歳まで入っての保育所なり園なりになりますけれども、全員となれば絶対できないことだと思うんです。それで5歳児ということで、5歳児であれば絶対到達していきます。5歳児になって入れないというわけではない。4歳までは入らなくても5歳児になると就学1年前ですので絶対入りますので、むしろ3歳以下の子供たちは入れる人、入れない人がいますから、それで5歳児ということに、全額は無理だと思うので、そういう手厚い手だてがないものかなということで今提案させていただきましたけれども。この件については、南三陸町独自の施策としてぜひ取り上げてやってもらえたら非常にありがたいかなと思いますので。以上、終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 質問しないかなと思ったんですが、決算でございますので、細かい部分ですがあえてお伺いしたいというふうに思います。

19ページ、20ページの使用料及び手数料でございますが、一つは農林施設使用料、収入未済が300円でございますね、これ。林業村落センター施設使用料、恐らく入谷公民館の使用料だと思うんですが、こういうものはいわゆる失念している可能性もありますし、事前の事務というか、調定というか、その段階で処理できるものだと思うんですね。それから、使用料の社会教育施設使用料、それから2節の保健体育施設使用料、それぞれ6万2,570円、6万8,240円と、これもいわゆる23年度決算からずっと継続して引っ張っていると。何ら手だてもしないんだらうと思うわけでございます。こういうものはとれるというか、どの筋の方の未

納なのか、その辺どうですか。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 林業村落センターの使用料につきましては、去年の秋口に使用した方なんですけれども、関東圏の方でございまして、再三電話等で連絡したんですけれども、今年度になりまして連絡したんですが、年度末にやっと納めてはいただいたんですけれども、大手銀行からこちらの銀行まで振替になる間に6月に入ってしまったということで、既に納付はしていただいているんですけれども、そのような状況で若干おくらせてしまったということがございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 学校施設の使用料と、それからスポーツ交流村の使用料ということなんですが、学校施設の使用料については22年度震災の年の使用料でございます。それから、このスポーツ交流村については、石巻の映画上映会社、今は倒産してないそうなんですけれども、の施設の使用料でございます。収納対策会議のほうでもいろいろ検討しているわけなんですけれども、これらの使用料については地方税法の欠損処理できないというふうなことで、あくまでも私権といいますか、私の権利、民法上の規定というふうなことで債権の放棄ができないようなことなので、現在その収納対策会議でいかなる決算処理ができるか、検討中というふうなことで聞いております。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 今後収納する見込みあるんですか、これ。恐らく今の状況の話の中では、恐らく徴収というか、収納できないんじゃないかならうかと。それ、どうなんでしょう。庁内のその対策会議のトップは副町長かと思えますけれども、その辺の所見いかがですか。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今生涯学習課長お答えしたように、地方税法上で不納欠損処分できる法制度のものと、いわゆる公の債権、公債権とそれから私債権というように区分をしなきゃならないわけでございまして、今ご指摘いただいている分は私債権ということでございまして、その不納欠損処分ができないということがございますので、今この種のもの、他の項目でも何件かございまして、はっきり申し上げてこれは収納が不可能、倒産をしていると。通常ですと、その段階で即時欠損処分ということがあり得るわけなんですけれども、この私債権についてはなかなか簡単にできないということで、いずれこれらの処理の仕方、このまま件数だけを引っ張っていくということについても意味が余らないということがございますので、

その財務処理といいますか、そういう処理をどのようにしたらいいか、いろいろ今会議も含めて各担当レベルで勉強会をやってございまして、いずれ多分議会も含めてそれなりの手続をとらせていただいて、この分については、この分というか、これも含めたほかの分もあるんでございますけれども、そういった私債権に係る部分について今後徴収が不可能であるという合理的なものについては、そういった手続をいずれとらせていただくための勉強会を開催してございますので、その段階で改めていろいろご協議を申し上げたいというように思います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 先ほど町税の中でもやりとりがございましたが、税でも即時消滅があるわけでございますので、もう少し法的な部分を研究していただいて、こういうふうなもうどさくさ紛れという言葉は悪いんですが、そういう中でできた歳入未済ということでございますので、ぜひ研究してそういうものをなるべく落としていくような形がよろしいのではなかろうかというふうに思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑は。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 22ページ、衛生手数料についてなんですけれども、そこに犬の登録手数料及び狂犬病予防注射に関するあれが出ていますけれども、昨今犬を登録する方たちがふえているのか、減っているのか、最近の動向を伺いたいと思います。あとそれと一緒に、予防注射の接種率というんですか、全部の方がしているかどうか、以上2点伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 最近の登録件数の動向でございますけれども、今現在登録犬数が650頭でございまして、震災前の新規登録が昨年度で36頭、転入が5頭で41頭になっております。死亡、転出、引き取り頭数は82頭でありまして、全体的に全登録数としては若干下がっているというところでございます。

それから、予防注射の注射率でございますけれども、昨年度75.6%という数値になってございます。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 犬の登録が若干減っているということで、わかりました。それで、予防接種の接種率なんですけれども、75.6というのはこの町内でやったやつだけなのか、あと結構町外の町の巡回するやつ以外での部分も入っているのかどうか、もう一回確認させていただきたいと思います。

あとあわせて関連なんですけれども、震災からの復興でこの数字から見るとペットどころではないという状況もうかがえるんですけれども、町営住宅が少しずつ完成されてきつつありますけれども、それに対するペットの対応というか、そこはたしか復興計画の計画書には若干載っていたように記憶するんですけれども、その対応のスタイルについて伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の入居に際しましては、まずもってペットを飼う希望があるかどうかを皆様からいただいているところをございまして、それで部屋の抽選に当たりましてはペット、逆に嫌いな方もいらっしゃいますので、なるべくそういう方と会わないといえますか、一緒の棟にならないような形で抽選等を行っているところをございます。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） この予防注射率は、町内町外合わせたもので出しております。分けたものでは現在手元には資料ございませんので、合わせたものでしかちょっと出していないというところです。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 接種率に関してはわかりました。そこで、住宅におけるペットなんですけれども、今の課長の答弁ですと、以前ですと禁止みたいな形になっていましたけれども、若干緩んだというか、そういった形で認識させていただいてよろしいのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 被災を受け、大きな心に傷をお持ちになっている方が大勢いらっしゃいます。そこで一つの心のよりどころといえますか、そういうふうになればいいなということ考えているわけをございまして、決してどんどん飼ってくださいということではありませんけれども、その辺はご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 先ほど副町長から説明をいただきましたが、12款の使用料の中で土木使用料、町営住宅のその使用料分の収入未済1,500万ほどあるんですが、これはこの附表の中にある駐車料も含まれているんですかね。これはいつから繰越分が大半なんです、滞納繰り越しがですね、これいつからこの繰り越されているのかですね。駐車場におきましては、現年分がないんですよ。ずっとこれ何年前からこう来ているのか、この辺の詳細ですね。この部分

は公営住宅は県に管理を委託するというようなことであったんですが、既存の住宅だと思うんですが、この部分のその管理というのはどうなっているんですかね。どういう考え方なんでしょう。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅の使用料と駐車場の使用料でございますけれども、委員おっしゃるとおり、大半はかなり過去のもが入っております。それで、その多くが実は平成22年度までの部分でございます、それが約1,100万、約200万ほどですかね、ございます。実は滞納整理簿なりデータがあったわけでございますけれども、津波によりましてそのデータが既に流出をしたという状況でございます。それで、滞納額全体額は実はわかるんですけども、その個別の金額が実は不明となっております。それで、当課といたしましても当時の担当者等の聞き取りをして、いずれ多分滞納していたであろうという方についてはリストアップはできるんですが、では具体の金額というようになるとなかなかそこら辺はわからないと。それと、3月の多分2月、3月の家賃を多分納入をされた方もいらっしゃるわけですが、実はどなたが納入したかわからないという部分もございます。それで、わからないものですから、全体としてはそれは納入していないという手続にはなっています。実際ここに調書に出ている金額が全て納入なっていないかという、そこもちょっと確認できないということで今進んでおります。

それで、この附表を見ますと、毎年微増していますという状況になっておりますけれども、実は昨年度も同じような資料を出させていただいておりますけれども、昨年末で町営住宅使用料の滞納分としましては 約1,382万円ほどございました。それで、決算書を見ますと、歳入が940万円ほどとなっております。この内訳が約852万円が当年度部分で、残りが過年度部分というようなことになっておりまして、過年度部分一生懸命その滞納を解消しようということで一方で活動はしているんですが、それに同じような額が毎年度滞納されていくということで、全体額がなかなか縮まらないという状況でございます。

それで、滞納している方が浅く広くということではなくて、どうしても特定の方がそれぞれ滞納しているようでございます。我々といたしましては、一、二カ月の実は滞納でとめない、だんだんそれが長期化するという傾向にございますので、なるべく水際でその滞納を没収したいというふうに考えております。それで、先ほどの質問の中にも県の住宅公社のほうに管理を今委託をしております。委託の中で3カ月滞納した場合については、退去勧告を出すようにということをお願いをしているといたしますか、協議をしているところでござい

す。今後とも徴収可能な部分については徴収するように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、この住宅の部分についても県に委託をしているということであれば、そうするとこの未収もつけて委託したというようなことになるわけですか。違うの。この部分は違うのね。この部分は町で責任を持って徴収すると。ですが、これできますかね。きちっとした手続とるべきじゃないですかね。どうでしょう。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほどの副町長の話の中にも私債権か公債権かという話がございました。私債権の場合は個別にそれぞれの金額を割り出さないと実は放棄ができないと。一方、公債権として欠損処分するにしても、一応その総額ではなくてあらかじめ内訳は多分必要なものだというふうに考えております。この辺についてはどういう形でその処理をやっていったらいいか、今検討しているというところで、なかなか建設課だけでは対応できない部分もございますので、もう少し庁内的に広くいろんな知恵をいただきながら対応していきたいと考えています。当然、実質的に徴収が不可能な部分は当然ありますので、そこら辺については今言うような状況の中で対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 滞納者全てがわかれば、その都度都度に請求なり何なり出しておけば、ある程度は続くんですが、わからない部分があればそれは自然消滅になるような格好になりますのでね。その会議の中できちっとしたやはり対応をとっていくべきであろうと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから34ページまでの質疑を行います。

（「なし」の声あり）

ないようですので、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、33ページから46ページまでの質疑を行います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 財産収入ということで、先ほど固定資産の関係で質問しようかなと思ったんですが、公有財産といいますか、公用地、要するに公共のために利用している土地、公用地ですね。この我が町に公有地と言われる、いっぱい施設があると思うんです、施設というか、利用するところがね。その中で、名義がまだ個人のものになっている箇所は何カ所ぐらいあって、公用地といいますか、公が使っている土地がまだ個人の名義になっていて、固定資産税を徴収している箇所というのは何カ所ぐらいあるんでしょう。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 集会所等施設等に供している土地について、減免という形で対応している部分の把握はしてございますが、その公共用地でかつ個人名義の財産がちょっとした程度あるかは、税上の把握はちょっと資料がない状況であります。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 要するに公共用地、いろいろありますね。そこが当時個人から譲り受けるといいますか、了解もらってそこに公共の施設をつくって利用していると。その段階で名義変更すればよかったですね、町のものにね。それがそのままにしておって、個人の名義でそのままなあって、さらにまたその方から固定資産税も徴収しているというようなお話が、この震災後ですね、震災後いろんな方々から言われておりますので、それを町としてこれから今後どのようにしていくのかですね。この際、町のほうに寄附なり何なりをしてもらうという、そしてまた公共用地として活用する。その際の固定資産税はどのようにするのか。これまで徴収しておった額をどうしたらいいのか。これから検討しなきゃならないことになってくると思うんですがね。そういったのが何カ所ぐらいあるのか、町でも把握していないんですかね。どうなんですか。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今現在明確にどこにどういった目的の土地利用のためにどれぐらいがあるということはちょっとご回答できる段階でございませんけれども、道路にもございます。当時、以前昔に地権者から協力をもらって道路を先行してつくったと。後々そこを手続をとって借りる。有償無償も含めてという手続がしないまま、現在に至っているというのものももしかするとあるかもしれません。それから、公共用地として当然有料でお借りしている分もありますし、あるいはそういった経緯の中で無料というものもあろうと思いますけれども、残念ながら現時点でどれぐらいどこにどうあるかと。一時期、旧歌津もそうですし、旧志津川もそうですが、地籍調査事業が入った段階で、そういったものについては当然整理を

してきた部分というのは結構ございます。改めて道路の中に私権を張りつけて、その後で町に寄附をするという形のものもございまして、それから「いいです」と最初から境界をその道路から外して新たに地籍を出してくださいという形で処理したのもございまして、その後どういう経過をたどってきているのかわかりませんし、先ほど町民税務課長話したように、公共施設というか、公共用の用地としてある地権者が提供している分について無料でその提供している分については、これは町税条例の中でそれは固定資産税を減免できる制度があって、ではそれをすべからずきちんとやっているかと尋ねられますと、申請という形なものですから、必ずしも把握できていない、適切に全てそういった処理がされているかと問われますと、やっていますということにはなっていないものもあるかもしれません、正直申し上げまして。

それぞれ担当課がそれぞれの事業の中で、ではそういうことでご協力いただきますねと、固定資産税については申請を一応手続とってくださいということで、それぞれの担当課が地権者との間で話をしながらやったものについてはきちんとなっていますけれども、以前から先代、先々代からそういう経過でやってきたものについては、もしかすると賦課されている可能性がありまして、いろんな事業が入ってきますと実はこうだったと、税額の問題じゃなくて町の対応の問題だというような部分で、なかなかその後の事務処理がといたしますか、事業の協力をいただくのにちょっと手間取るとかという、正直そういう事例もございまして、くどいようすけれども、いろいろ申し上げましたけれども、残念ながら多分それぞれの担当でどこにそういった事案があって、それが税との関係でどうなっているのかは、きちんと今の段階で把握できているとは思いたいと思いますので。ただ、いずれそういう問題は放置しておく部分ではないと思いますので、どういう形でそういったものを確認作業できるか、ちょっと検討しなきゃならないと思いますけれども、できるだけ適切に処理できるように進めなければならないだろうなというようには思っております。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 把握していないからこそ、固定資産税も課税しているし、名義もそのままになっているんだと思うんです。先ほど言ったように、この震災が起きて、復旧工事なりいろんな工事がやられているわけです。台帳を見ると誰々さんの名前になっていると。現場に行ったら、いや、何だこれは、町が使っていた公共用地だと。それで、何も許可もらわなくたって従来どおりでやっていいんだべと。ところが、工事に入ると、何だ、誰さ断ってやったんだというようなことも話を聞いてきているんです。ですから、先ほど言った道路の関係も

ね。何だ、おらいのやつ、今まで使ってたんだと。固定資産税も取っているんだと。有料であれば固定資産税発生しますけれども、無料だと。だから、そういった事例がそちらこちらから聞こえてきているので、この際震災でいろんな原形整っていないのもありますから、それは復旧工事でこれから出てくるんですから、その辺のね、復旧しなきゃならない箇所というのは限られていますので、そうすればその辺の台帳と地権者か、あと現状というのを把握できますので、この際ですからきちんと明確に町のものとして寄附をしてもらうものはもらうと。譲り受けるものは譲り受けるという形の上で進まないで、これいつの代になったって、せっかくだから副町長と私の代でこれね、私が議員のとき副町長が副町長の代で決めておきたいなど、そんな感じをね。町長さんをそっちのけでやって語ってんでがせんぞ。町長は立場上大変だから、副町長がやればいいんだなと思って語っているのであってね。

そういったふうな形で進めていただきたいと思いますし、これまで公共用地として無償で提供した方、ここに来て今までの固定資産税を戻せと、よこせという方はいないかもしれませんが。いる方はないかもしれませんが。しかしながら、誠意として町のほうでこれまでの徴収した固定資産税はどうしましょうかねという相談はする必要があると思いますよ。黙っていないでね。その辺の持っていく方、それによって気持ちよく判こをつく方と斜めになる方がいますので、その辺をよく考えた上でひとつ対処していただきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほどお話ししたように、現時点できちんと把握できていないものもあると、かもしれないというのは正直なところでございますけれども、特に今回の復興関連で、復旧・復興関連で漁港関係なんかでは結構出てまいりまして、当時各集落のほうから船揚場であったり、そういうもので地域として合意形成をつくって町のほうでそこで船揚場をつくってくださいということで、土地も地域として協力できますよということをつくってき、今回被災してそこに復旧をやろうということになると、実はそこには私権が張りついていまして、それが先代、先々代での地域との合意形成で、その後時代の時間の経過の中で必ずしもそういう環境が保たれているわけでもないというのがあって、改めてそういう話が出てくるものも、たまにはございます。そういったものを調整をしながら復旧を進めていかなきゃならないということにも考えてございますし、特に道路なんかについてはあらかじめ地目の変更で公衆用道路として地目変更していれば、そこは非課税でございますから、そこは公衆用道路で公共の皆さんにご提供いただいても、私権は張りついていますが税部分については非課税対象ということになってはいるんですけれども、ただ、大きい朝堂の中に

一部そういう私権が張りついていて、なかなかそこを当時先代は後々寄附してもいい話になっていたけれども、代がかわってくるといろんなものの考え方も変わったり、いろんな関係があってその処理が全て終わっていないものもございますので、そういったものも含めて整理はいずれしなきゃならないだろうなというようには思っています。

そこで出てきた分については、これまでの分をとということについてもなかなか行政としてそのまま対応できないんですけれども、今お話のようにこれまでの経過も含めて御礼をしながら誠意を持ってそういったものへの御礼はしっかりやっていく必要はあるだろうというふうには思っています。

○委員長（山内昇一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 附表の23ページ、ふるさと納税について伺います。

同僚の議員も一般質問でふるさと納税取り上げられましたけれども、25年度497件、約3,000万で、お返しに大体他に行って確認したところ、120万ちょっと、128万ぐらいだということ伺ったんですけれども、そこで総経費というか、もちろん一律に同じものをお返しするわけでないので、寄附の額に応じて差別化してお返しだと思うんですが、その寄附額約3,000万に対するお返しの額は、例えば500件の寄附があって、例えば送料だけでもこれ500件掛ける500円だと25万になるんですが、そのところを確認させていただきたいと思います。

あと、使途についてなんですけれども、現在8つのこのような大きな項目で寄附を募っているようなんですけれども、そこで私思うには、もう少しこう、この大きな窓口はそのままでも、具体のこう使途を明記してもいいのかなという感じがしているんですが、今後幾ばくかの見直しをしていく考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

それとあわせて、実際この寄附金が今決算年度で使われた部分があったのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、ふるさと納税の謝礼に対する送料ということですが、ちょっと今幾らなのか、金額は把握してございません。謝礼ということで、3つの区分に分けております。3,000円相当、それから5,000円相当、1万円相当と、寄附の額に応じた3パターンということでございます。郵便小包のようなもののお返し対応でございますので、その大体1個数百円ぐらいの送料になるだろうと思いますので、その数と400個分ぐらいの数が送料としてかかっているだろうと思っております。

それから、使途についてでございますけれども、この附表にありますように8番目の特にな

しまで含めてこういう8とおりがございますけれども、委員お尋ねのようにもう少し具体的にしたらわかりやすいのではないかとということで、実は担当課のほうでも少し検討をしている状況でございます。

今年度のこのふるさと納税を幾ら使ったのかというようなことで、今ちょっと資料がどこにある、歳出のほうには多分あると思うんですけども、今検討していきまして、残額が1億近く多分ふるさと納税だとあると思います。ようやく……。使った額が2,700万ということですが、ようやくその復興の基盤づくりも進んでまいりましたので、こうしたそのふるさと納税を使ったさまざまな町民の生活に役立つようなそういったものに使っていこうというふうに思っておりますので、「安全で安心なまちづくり」だとか、「集いと賑わいのあるまちづくり」というような抽象的な部分もそれはそれでいいと思いますけれども、もう少しピンポイントにここというような考え方も取り入れていこうかなということで事務方として検討しております。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁でわかったんですけども、お返しというか、謝礼に関することなんですけれども、必ず送るという形をとっているのか、その謝礼の中で謝礼を要らないとか、拒否、何て言うんですか、辞退というんですか、そういった項目とか、そういった制度に今なっているのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 当課として納税をいただいた方には、先ほど言ったような基準で基本的には一定期間取りまとめをしてお送りをさせていただいております。記憶の中では「結構です」とご辞退をされた例はございません。ただ、ご本人様のさまざまな生活上の事情で住所が変わっていたりということで、たまに1つ2つ戻ってくるものがありますけれども、それはなかなか探しようがないということでそのまま保留にしておきますけれども、基本的に私は結構ですよというふうにご辞退をされる例はございません。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 その辞退の件はわかりました。それで、これから伺うのは、新しい発想としての寄附のスタイルは、私自身のいつもの発想ではなく、とあると申しますか、町民の方の意見を含めたものです。それは、ふるさとに勤め、ふるさとでなくした方たちについてです。簡単に言いますと、ほかの自治体へ再建、家を建てたこの町の職員の方たちについて、せめてお返しを求めないふるさと納税としての寄附を募ってもいいのではないかと憤りを交

えたお話を聞かせていただきました。そこで私が伺いたいのは、もちろん町長に該当の職員に寄附をしると強制しろとは申しません。それは職員として当然一般の住民、いや、住民じゃなくて町民、いや、町民じゃなくて自由な国民ですので、何も言えないというのか、指導できないということはわかっています。個人の自由ということで、しかし、この町で働く者として公務員としてコンプライアンスと申しますか、働いている半分弱の臨時職員に比べ高給に値する中、高貴な人の務めと申しますか、難しい言葉で言うとノーブレス・ブリオージュ的な思いを持っていただければいいのかと思います。そこで、町長はそういった方たちのもし寄附に対し拒むものか、もしくは受け入れるのかだけ、伺いたいと思います。

それとあわせて、お返しを辞退するという選択肢を現在のこの寄附制度ではないということですので、今後取りつけてつけ加えていくかどうかともあわせて伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員で誰であれ、これは個人の意思の問題でございますので、当方でどうこういうお話でもないというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。佐藤宣明委員。まだですか、済みません。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 当然町長は拒むものではないという返答を期待しておりました。そこで、もう少し詰めさせていただくと、最近専門の雑誌、こういったやつが出ているくらい、謝礼の品が華美になってきているようです。例えば極上の和牛、高級果物、ブランド米、おいしいお酒、エビ、カニなどなど、そういった流れの中、当町のすぐれた産品を謝礼に送ることも確かによいと思いますが、寄附をする項目をもう少し具体的にしてみることも一つのこの制度本来の目的にかなうのかなと思います。なぜならば、国・県の補助対象とならない物品の購入に使うなどして、寄附をいただいたお金で例えば先ほど課長の答弁なかったんですけども、何でもいいんですけども、わかりやすいような物品を調達もしくは購入しましたという報告を兼ねて御礼するというのも大切ではないかと思います。こういった取り組みが今後できるかどうか、もう一度しつこいようですけども伺いたいと思います。

あと、ちなみに今こういった雑誌を見ますと、例えばイオンの商品券とか、いろんな金券でお返しも可能だということで雑誌には載っていましたので、よくある結婚式などのお返しのように、選べるスタイルも考えられるのではないかと思います。そうすることによって、特定のこの町内の特産品だけでなく希望を募り、全町的に商工業及び産業の復興に寄与するのではないかと思いますので、謝礼の品も選べるスタイルも検討できるんじゃないかと思うんですが、その件に関して伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 幾つかふるさと納税の御礼という関係ですが、基本的にはこれまでも答えてまいりましたし、今回の一般質問でも同様のお尋ねがございましたが、少額ながら中には年金の一部を毎年ふるさと納税として納めていただける方々もたくさんいるわけがございますし、また、そういったその積み重ねが町の財源としてありがたく使わせていただくということは事実なんですけれども、そういったその謝礼品の過熱が結果として制度そのものに合致するんだらうかと。ただ、国税のほうでも控除額を2倍の枠に拡大をして、できるだけその納税をしやすい制度に今つくり変えようとしているさなかにあって、それをいただく側である自治体がたくさんいただくような収納の引き出しを広げなきゃいけないというということもまた必要なんだろうと思います。

お返しというのは、あくまで町からの感謝の気持ちということで先ほど申し上げた金額に設定してございます。牛1頭とか何をというような部分は、それはそれぞれの自治体さんの考え方であると思いますが、うちの町としては謝礼を始めたのが多分先駆けであると思っております。ですから、そういう経緯もございますので、これからもそういう感謝の気持ちは伝えるということは続けますけれども、そのバージョンアップをするというような部分については少し検討が必要かなと思います。ただ、今海の産品を中心にいろいろ組み合わせて使っているんですけれども、昔納税をした方が選べるようなそういうチョイスシステムもあったと聞いておりますので、これからそういうことも含めて検討してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁でわかりましたけれども、当町がこの謝礼のはしりというか、そういったことも聞きましたので、逆にこういう謝礼品が過熱している中、寄附金の使途の説明責任と申しますか、その部分で寄附していただいた方に御礼の気持ちを伝えるということも大切だと思いますので、そこのところもあわせて今後検討していただければと思います。以上で終わります。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 単純な質問で申しわけないんですが、ちょっと附表を見ていたら、33ページ、34ページの財産収入の2目の利子及び配当金、備考欄にいろいろ基金の利子が計上されております。それで、前年より80万ちょっと少ないという額になっておるようでございますが、内容を見ますと震災復興基金、復興交付金、それから地域復興基金、これの利子の計上がないと。それで附表を見たら、基金利子はゼロですよ、ゼロですよ、ゼロですよとあ

るんですね。この理由はどうなのか、ちょっと腑に落ちないものですから教えてください。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） お答え申し上げます。

震災復興基金につきましては、国の基金でございまして、それと……。国と県、それから町のものについては、利子が発生しますと、国の分については国にお返しをしなければならぬというふうなことでございまして、利子のつかない決済用通帳で基金を扱っているというふうなことで利子がかからないというふうな形になっております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 利子のつかない通帳、はあ、なるほどそういうのがあるんですね。それで、去年は計上されていましてよ。去年は問題なかったんですか。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 去年はその通帳じゃなくて普通の通帳だったもので、利子がついてしまったということで決算をしております。それで、国からの通達がありましたので、その利子についてはお返しをしなければならぬというふうなことになりますので、今後は決済用通帳ということで利子のつかない通帳で管理をしているというふうな状況になってございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 失礼しました。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 24年度分につきましては、まだ精算なっていませんのでお返しはしておりません。まだこれからというふうな形になるかと思っております。（「返すようになるんですか」の声あり）返すようになると思っております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会す

ることとし、明18日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時53分 延会